

第 2 8 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成 2 5 年 9 月 2 7 日 (金) 午後 2 時 0 0 分より
於：島原市有明庁舎 3 階大会議室

第 28 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 25 年 9 月 27 日（金） 14 時 00 分
 2. 閉会時間 平成 25 年 9 月 27 日（金） 14 時 33 分
 3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室
 4. 出席委員者の数 26 名
 5. 欠席委員者の数 5 名
 6. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条（耕作権移転）の規定による許可申請について
 - 第 2 号議案 農地法第 3 条（所有権移転）の規定による許可申請について
 - 第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 第 5 号議案 非農地証明願について
 - 第 6 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
- 報告事項 使用貸借解約通知書について

14 時 00 開始

議長

只今より、第 28 回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番委員、・・・番委員、・・・番委員、・・・番委員、・・・番委員は所要の為、欠席との連絡があっております。

出席委員は、31 名中 26 名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第 15 条第 2 項の規定により、議長が指名することになっており、

・・・番委員、・・・番委員を指名します。

議長

第1号議案、農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局

平成21年の農地法の改正で農業生産法人に加えて、一般の法人（企業、NPO法人等）にも不適正な利用があった場合に解除する旨の解除条件付きの使用貸借による権利又は賃借権の設定が認められました。

1番の賃貸人は、自分が役員をしている有限会社に、田と畑の10筆12,213平方メートルを貸すための申請です。

有限会社は、農業生産法人以外の一般の法人に当たります。

貸借後の耕作面積は、12,213平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機2台、動噴1台などの農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番について、^{かりにん}借人は、^{かしにん}貸人が役員を務める一般の法人です。

役員及び従業員で農業を営んでおり、水稻、レタス、スイートコーンを^{かりにん}作付しており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありました、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の1番の耕作権設定は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請を上程します。

事務局

1 番の譲受人は、畑 1 筆 4 5 1 平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は 1 8, 1 6 9 平方メートルで、農機具は、トラクター 1 台、耕うん機 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、1 番の譲受人は、市外のため、事務局より現地調査の結果と補足説明を行います。

1 番の譲受人は、兼業農家で 3 4 年の農作業暦があります。

子、父、母、弟の 5 人で農業を営んでおり、水稻、ネギを作付けし、通作距離は車で 1 5 分ということであり、問題なしと見て参りました。

次に、2 番の譲受人は、畑 2 筆 2, 5 5 7 平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は 1 8, 4 1 3 平方メートルで、農機具は、トラクター 2 台、耕うん機 1 台、フォークリフト 1 台、ハーベスタ 1 台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

3 番の譲受人は、農地を集積するため、畑 3 筆 1 6 3. 2 7 平方メートルについて、4 番の議案の農地と交換するための申請です。

取得後の耕作面積は 7, 2 7 8. 2 7 平方メートルで、農機具は、耕うん機 1 台などの農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

4 番の譲受人は、畑 2 筆 9 0 平方メートルについて、3 番の議案の農地と交換するための申請です。

取得後の耕作面積は 3, 1 5 6. 2 7 平方メートルで、島原市農業委員会が定める下限面積（別段の面積）の杉谷地区 3, 0 0 0 平方メートルを超えており、農機具は、軽トラック 1 台、耕うん機 1 台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

2 番について、譲受人は、農家で 4 0 年の農作業暦があります。

妻、子、子の妻の 4 人で農業を営んでおり、水稻、人参、大根を作付しており、通作距離は車で 1 0 分ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査員

3 番について、譲受人は、農家で 8 0 年の農作業暦があります。

妻の兄弟の子夫婦に手伝ってもらい農業を営んでおり、水稻、白菜、大根を作付し、通作距離は

自宅から歩いて1分ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします

4番について、譲受人は、兼業農家で5年の農作業暦があります。

人参を作付し、通作距離も自宅前の道路の対面地ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします

議長

只今、説明がありました、第2号議案の1番から4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案の1番から4番の所有権移転は許可することに決定します。

議長

次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

1番の申請人は、申請地661.41平方メートルに、息子2人のために、木造2階建住宅2棟145.92平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第1種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

農地法第4条の規定による許可申請について、申請地は、東側は道路を挟んで宅地、南側は宅地、西側は田、北側は宅地となっております。

雨水は溜枿を通じ道路側溝へ、汚水および生活雑排水は合併浄化槽を経由し道路側溝へ放流するということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

2番の申請人は、申請地140平方メートルに、太陽光発電施設（80.8平方メートル、12.3kW）を設置したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で、・・・駅から概ね300メートル以内にあることから、第3種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番について、申請地は、東側は国道、南

側は農地、西側及び北側は里道を挟んで雑種地となっております。

雨水は自然流下するということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

1番の譲受人は申請地232平方メートルを譲り受け、修理車・中古車置場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の準住居地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について、申請地は、東側は道路、南側は畑、西側は道路、北側は雑種地となっております。

雨水は自然流下するということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

2番の譲受人は申請地500平方メートルを譲り受け、木造平家建住宅1棟及び車庫兼倉庫1棟112.61平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

2番の申請地は、東側は道路をはさんで農地、南側は農地、西側は申請者の父名義の農地、北側は農地となっております。

雨水は溜桝を通じ道路側溝へ、汚水および生活雑排水は合併浄化槽を経由し道路側溝へ放流するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

3番の譲受人は、申請地1筆1, 157平方メートルを譲り受け、野菜集荷所として鉄骨造平屋の倉庫165平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、3番の申請地は、東側は第4号議案4番申請地の農地、南側及び西側は水路及び里道を挟んで農地、北側は道路となっております。

雨水は自然流下するということで、また汚水はくみ取りということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

4番の譲受人は申請地4筆852平方メートルを譲り受け、木造2階建の建売住宅3棟277.35平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

なお、現地調査の中で、農業委員さんから、申請地に隣接する北側農地との間隔が狭いと考えられるため、所有者・耕作者の了解を得ているということであるが、農業委員会事務局で直接確認してほしいとのことでした。

事務局で、北側農地の所有者・耕作者が、了解をしたということを直接確認しましたので報告いたします。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、4番の申請地は、西側は先ほど報告がありました第4号議案3番申請地の農地、南側は水路及び里道を挟んで農地、東側は農地、北側は道路となっております。

雨水は溜枡を通じ道路側溝へ、汚水および生活雑排水は合併浄化槽を経由し道路側溝へ放流

するということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

5番の使用借人は申請地2筆1, 361平方メートルを借り受け、園庭(運動場)及び駐車場(15台)として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

5番の申請地は、北側及び東側は道路または宅地、南側は道路を挟んで農地または申請者の園舎、西側は申請者の境内地となっております。

雨水は自然流下するということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願の1番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申出地41平方メートルは、都市計画区域内の第一種住居地域で、昭和55年月日不詳頃より宅地となっているとのことです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

申出地は、北側及び西側は道路、南側は宅地、東側は申請者の宅地となっております。

建物は、取り壊されていますが、現状を見ると宅地として20年以上前から使用されていたと思われるので、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願の2番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申出地323平方メートルは、都市計画区域内の第一種住居地域で、昭和5年月日不詳頃より宅地となっているとのことです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

非農地証明願について、申出地は、北側は道路を挟んで宅地、西側は里道を挟んで宅地、南側は宅地、東側は水路を挟んで宅地となっております。

現状を見ると20年以上経過したと思われる住宅が建っており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願の3番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申出地161平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、昭和年月日不詳頃より山林となっているとのことです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第5号議案 非農地証明願の3番について、申出地は、北側・東側及び西側は山林、南側は農地となっております。

現状を見ると木が生い茂っており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願の4番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申出地 39.38 平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、昭和 61 年月日不詳頃より宅地となっているとのことです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第 5 号議案 非農地証明願の 4 番について、申出地は、西側は進入路、北側・南側及び東側は宅地となっております。

現状を見ると宅地として 20 年以上前から使用されていたと思われるので、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第 5 号議案の 4 番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、4 番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第 5 号議案の 4 番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第 6 号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第 6 号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、 6 ページから 9 ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	6 件	1 7 筆	1 4, 9 2 0 m ²
----------	-----	-------	---------------------------

耕作権の再設定	1 3 件	3 3 筆	2 7, 4 9 9 m ²
---------	-------	-------	---------------------------

耕作権の移転	1 件	2 筆	1, 9 6 5 m ²
--------	-----	-----	-------------------------

合 計	2 0 件	5 2 筆	4 4, 3 8 4 m ²
-----	-------	-------	---------------------------

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、10 ページに記載のとおりで、
3 件 3 筆 1, 9 3 3 m²です。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第6号議案は承認することに決定します。

議長

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

議案集 11 ページをご覧ください、
農地法第18条の使用貸借解約通知書については、
1 件 1 1 筆 1 1, 3 0 2 m²の届けがありました。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

これで、第２８回島原市農業委員会総会を閉会します。

１４時３３分